

ニッポン・ニュー・マーケット 「ヘラクレス」

平成 19 年 4 月 25 日

各 位

本 社 所 在 地 東京都港区赤坂三丁目 16 番 11 号  
会 社 名 株式会社アエリア  
代表者の役職名 代表取締役社長 小林 祐介  
( コード番号 : 3758 )  
問 合 せ 先 取締役 管理本部長 須田 仁之  
電 話 番 号 03-3587-9574  
( URL <http://www.aeria.jp/> )

大洗ホールディングス株式会社株式に対する  
公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 4 月 25 日開催の取締役会において、大洗ホールディングス株式会社（本社：大阪市中央区、代表取締役社長：間瀬博行、以下「対象者」）株式を公開買付け（以下「本公開買付け」）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的

当社は、主力事業であるオンラインゲーム事業に加え、モバイルコンテンツ＆ソリューション事業、システムソリューション事業、メディア事業を展開しております。また、100%子会社の株式会社アエリアファイナンス（以下「アエリアファイナンス」）により投資事業、IPO 支援、M&A 支援などを行っております。

対象者は、商品先物取引業及び証券業を中心とした子会社 6 社を有しており、特に商品先物取引業における中核である洸陽フューチャーズ株式会社、証券業を行う黒川木徳証券株式会社など、長い業歴で培った確立された営業基盤を有する金融グループを構成しております。

当社と対象者は、各得意分野における事業協力と業務ノウハウの相互提供を実現し、商品先物業務、証券業務を始めとした金融業務における有機的なシナジー効果により、当社及び対象者の企業価値の増大を図るために資本提携を行うこととし、平成 19 年 3 月 23 日を払込日として、対象者による当社を割当先とする第三者割当増資と新株予約権発行を実施した結果、平成 19 年 4 月 25 日時点において、当社は対象者株式を 6,000,000 株（発行済株式総数の 27.5%）保有しております、対象者は当社の持分法適用関連会社に該当します。

今般、当社による対象者株式の保有割合をさらに高めて連携を深めることで、両社の経営資源を互いに最大限活用し、シナジー効果を一層高め、両社の企業価値を極大化することを目的として、本公開買付けを実施することといたしました。

なお、将来的に役員派遣等を行うことにより対象者を当社の連結対象子会社とすることも視野に入れ、対象者の発行済株式総数の 40% を上回る株式の保有を目指して、3,000,000 株を買付予定数とする本公開買付けを行います。

前述の第三者割当増資と新株予約権発行に加えて本公開買付けを行うことで、両社の連携及びシナジー効果を高めたいと考えておりますが、今後の対象者における経営方針や両社間の事業提携に関する具体的な内容等については、現在両社にて協議、検討中でございます。

一方で、対象者の運営に関して、今後とも対象者の大株主である石川清助氏（対象者代表取締役会長）との協力関係を重視する意向であることから、当社単独での対象者の発行済株式総数の50%を上回る株式の保有は考えておりません。また対象者は現在、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」）市場第二部に株式を上場しておりますが、当社といたしましては、本公開買付け後においても引き続き対象者の上場を維持していく方針であります。このため、本公開買付けの後において公開買付者及び特別関係者（当社と特別資本関係にある対象者の役員である石川清助氏など。以下、同じ。）を合算した株券等所有割合が3分の2以上となる可能性がある場合、本公開買付けにおける全部買付義務が発生し、対象者が大阪証券取引所の上場廃止基準に抵触するおそれがあることを考慮して、買付予定数は3,000,000株を上限としております。

また、本公開買付けにおいては、対象者の株式5,903,651株（発行済株式総数の27.1%）を保有する石川清助氏より、同氏が保有する対象者株式のうち、少なくとも4,500,000株について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。石川清助氏が応募する旨合意した4,500,000株は、本公開買付けにおける買付予定数である3,000,000株を上回っておりますが、これは、本公開買付けにおける応募総数が買付予定数を上回った場合におけるあん分比例の方法により、石川清助氏より買い付ける株数が応募数より減少することを考慮したうえで、前述と同様に、公開買付者及び特別関係者を合算した株券等所有割合が3分の2以上となる可能性がある場合における全部買付義務に伴って、対象者が上場廃止基準に抵触するおそれがあることに配慮して、合意に至った株数であります。

本公開買付けにつきましては、平成19年4月25日開催の対象者の取締役会において、対象者の企業価値等の観点から慎重に審議した結果、賛同する旨の決議が決議参加者全員一致でなされております。

なお、本公開買付けにおける買付価格につきましては、平成19年4月13日に当社が対象者との間で行った公開買付けに関する合意に先立って、同日開催した取締役会において1株当たり300円と決定したうえで、平成19年4月25日開催の取締役会において同価格での本公開買付けの開始を決定しております。

買付価格の公正性を担保し、利益相反を回避するため、平成19年4月13日開催の当社における公開買付けの合意に関する取締役会決議に際しては、当社より対象者に派遣した須田仁之氏（当社取締役 兼 対象者取締役）は、本公開買付けに関して特別の利害関係を有する取締役であることから、当該決議に参加しておりません。また、同日開催の対象者における当該合意に関する取締役会決議に際しては、本公開買付けに応募する旨の同意を得ている石川清助氏、当社より対象者に派遣した間瀬博行氏（対象者代表取締役社長 兼 アエリアファイナンス取締役）及び須田仁之氏は、本公開買付けに関して特別の利害関係を有する取締役であることから、当該決議に参加しておりません。

同様に、平成19年4月25日開催の当社における本公開買付けの開始に関する取締役会決議に際しては、須田仁之氏は当該決議に参加しておりません。また、同日開催の対象者における本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議に際しては、石川清助氏、間瀬博行氏及び須田仁之氏は当該決議に参加しておりません。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

商号	大汎ホールディングス株式会社																					
主な事業内容	商品先物取引業、証券業、その他																					
設立年月日	昭和 25 年 9 月 14 日																					
本店所在地	大阪市中央区内本町二丁目 4 番 12 号																					
代表者	代表取締役会長 石川 清助 代表取締役社長 間瀬 博行																					
資本金	14 億 1,450 万円																					
大株主	( 平成 18 年 9 月 30 日現在 ) <table> <tr> <td>石川 清助</td> <td>37.39%</td> </tr> <tr> <td>竹田 和平</td> <td>2.85%</td> </tr> <tr> <td>株りそな銀行</td> <td>2.53%</td> </tr> <tr> <td>兵頭 通裕</td> <td>2.34%</td> </tr> <tr> <td>大阪証券金融(株)</td> <td>2.29%</td> </tr> <tr> <td>荒堀 悅子</td> <td>2.15%</td> </tr> <tr> <td>(株)近畿大阪銀行</td> <td>2.02%</td> </tr> <tr> <td>飛田 茂</td> <td>1.57%</td> </tr> <tr> <td>河原 裕之</td> <td>1.42%</td> </tr> <tr> <td>横田 和史</td> <td>1.41%</td> </tr> </table>		石川 清助	37.39%	竹田 和平	2.85%	株りそな銀行	2.53%	兵頭 通裕	2.34%	大阪証券金融(株)	2.29%	荒堀 悅子	2.15%	(株)近畿大阪銀行	2.02%	飛田 茂	1.57%	河原 裕之	1.42%	横田 和史	1.41%
石川 清助	37.39%																					
竹田 和平	2.85%																					
株りそな銀行	2.53%																					
兵頭 通裕	2.34%																					
大阪証券金融(株)	2.29%																					
荒堀 悅子	2.15%																					
(株)近畿大阪銀行	2.02%																					
飛田 茂	1.57%																					
河原 裕之	1.42%																					
横田 和史	1.41%																					
	( 注 ) 上記は、対象者が平成 18 年 12 月 22 日に提出した半期報告書によるものです。 なお、対象者が平成 19 年 3 月 23 日に提出した主要株主の異動に係る臨時報告書の内容は以下のとおりです。 主要株主になるもの : 株式会社アエリア 所有株式数の割合 : 27.54%																					
両社の関係等																						
(a) 資本関係	当社は、対象者の株式を 6,000,000 株、新株予約権を 1,100,000 個保有しております。																					
(b) 人的関係	当社より対象者に対して、取締役 2 名を派遣しております。																					
(c) 取引関係	該当事項はありません。																					
(d) 関連当事者への該当状況	対象者は、当社の持分法適用関連会社に該当いたします。																					

### (2) 買付け等の期間

#### 届出当初の期間

平成19年4月26日（木曜日）から平成19年5月28日（月曜日）まで(20営業日)

#### 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

証券取引法（以下「法」）27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は平成19年6月11日（月曜日）までとなります。

### (3) 買付け等の価格

1 株につき金 300 円

#### ( 4 ) 買付け等の価格の算定根拠等

##### 算定の基礎

本公開買付けの買付価格（1株当たり300円）は、第三者算定人である日本中央税理士法人が提出した株価評価報告書（以下「株価評価報告書」）を参考に決定いたしました。

同法人は、市場評価法及び修正純資産価額法の各手法を用いて対象者の株式価値評価を行いました。

同法人の株価評価報告書によりますと、市場評価法では287円、修正純資産価額法では564円が対象者の株式価値との評価結果が算定されております。そのうえで、対象者が大阪証券取引所に上場している企業であり、市場株価は極めて高い客観性を有していることから、市場株価法を主たる評価方法とし、修正純資産価額法は参考値程度として評価結果に反映させるに止めることとしたうえで、市場評価法による評価結果を95%、修正純資産価額法による評価結果を5%の比率で反映して評価額を算定した結果、対象者の株式価値は1株当たり301円との評価結果が示されておりました。（注：具体的な算定式は、以下のとおりです。287（市場評価法による評価額）×95% + 564（修正純資産価額法による評価額）×5% = 300.85 301（株式価値の評価額））

当社は、本公開買付けの買付価格の決定に際して、過去の発行会社以外の者による株券等の公開買付けの事例において、市場価格に付与されたプレミアムの実例を踏まえ、株価評価報告書の評価結果を勘案して検討を進めた結果、最終的に本公開買付けにおける買付価格を1株当たり300円とすることを決定いたしました。

また、対象者は当社を割当先として平成19年3月23日を払込日とする第三者割当増資と新株予約権発行を実施しております。今回の買付価格は、当該第三者割当増資における発行価格である1株当たり204円に対して96円（47.06%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、同じ。））上回っており、当該新株予約権における行使価格である1株当たり237円に対して63円（26.58%）上回っておりますが、これらの差額分は、本公開買付けにより当社が対象者の総議決権数の40%超を所有することになり、将来的に役員派遣等を行うことによって対象者を当社の連結対象子会社とすることも視野に入ることを考慮した支配権プレミアム相当分と考えております。

なお、本公開買付けにおける買付価格については、平成19年4月13日に当社と対象者との間で行った公開買付けに関する合意に先立って、同日開催した取締役会において1株当たり300円と決定したうえで、平成19年4月25日開催の取締役会において同価格での本公開買付けの開始を決定したものです。

対象者の株式の大阪証券取引所における平成19年4月13日以前3ヶ月間（平成19年1月15日から平成19年4月12日）までの平均終値（229円。小数点以下を四捨五入。以下、同じ。）に対して31.00%のプレミアムを加えた金額であり、平成19年4月25日以前3ヶ月間（平成19年1月25日から平成19年4月24日）までの平均終値（231円）に対して29.87%のプレミアムを加えた金額となります。

##### 算定の経緯

当社は、平成18年12月より、資本提携及び業務提携について、対象者と協議を重ねてまいりました。その結果、平成19年3月23日を払込日として、対象者による当社を割当先とする第三者割当増資と新株予約権発行を実施することで、平成19年4月25日時点において、当社は対象者株式の発行済株式総数の27.5%を保有することとなりました。今般、当社による対象者株式の保有割合をさらに高めて、シナジー効果を一層高め、両社の企業価値を極大化することを目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

当社は、本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、上記資本提携を行うに際して第三者算定人である日本中央税理士法人より平成19年2月2日付で取得した株価評価報告書における対象者の株式価値の評価結果を参考にしております。

同法人は、市場評価法及び修正純資産価額法の各手法を用いて対象者の株式価値評価を行いました。

同法人の株価評価報告書によりますと、市場評価法では287円、修正純資産価額法では564円が対象者の株式価値との評価結果が算定されております。そのうえで、対象者が大阪証券取引所に上場している企業であり、市場株価は極めて高い客観性を有していることから、市場株価法を主たる評価方法とし、修正純資産価額法は参考値程度として評価結果に反映させるに止めることとしたうえで、市場評価法による評価結果を95%、修正純資産価額法による評価結果を5%の比率で反映して評価額を算定した結果、対象者の株式価値は1株当たり301円との評価結果が示されておりました。

当社は、本公開買付けの買付価格の決定に際して、過去の発行会社以外の者による株券等の公開買付けの事例において、市場価格に付与されたプレミアムの実例を踏まえ、株価評価報告書の評価結果を勘案して検討を進めた結果、平成19年4月13日に当社と対象者との間で行った公開買付けに関する合意に先立って、同日開催した取締役会において1株当たり300円と決定したうえで、平成19年4月25日開催の取締役会において同価格での本公開買付けの開始を決定したものです。

なお、買付価格の公正性を担保し、利益相反を回避するため、平成19年4月13日開催の当社における公開買付けの合意に関する取締役会決議に際しては、当社より対象者に派遣した須田仁之氏（当社取締役 兼 対象者取締役）は、本公開買付けに関して特別の利害関係を有する取締役であることから、当該決議に参加しておりません。また、同日開催の対象者における当該合意に関する取締役会決議に際しては、本公開買付けに応募する旨の同意を得ている石川清助氏、当社より対象者に派遣した間瀬博行氏（対象者代表取締役社長 兼 アエリアファイナンス取締役）及び須田仁之氏は、本公開買付けに関して特別の利害関係を有する取締役であることから、当該決議に参加しておりません。

同様に、平成19年4月25日開催の当社における本公開買付けの開始に関する取締役会決議に際しては、須田仁之氏は当該決議に参加しておりません。また、同日開催の対象者における本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議に際しては、石川清助氏、間瀬博行氏及び須田仁之氏は当該決議に参加しておりません。

#### 算定機関との関係

関連当事者には該当いたしません。

( 5 ) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	普通株式
株式に換算した買付予定数	3,000,000 株
株式に換算した超過予定数	株
株式に換算した買付予定数及び超過予定数の合計	3,000,000 株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数(3,000,000 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数(3,000,000 株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(以下「府令」)第 32 条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式につきましては、本公開買付けの対象としておりません。

(注 3) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

( 6 ) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 (うち潜在株券等に係る議決権の数)	7,100 個 (1,100 個)	(買付け等前における株券等所有割合 30.55%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (うち潜在株券等に係る議決権の数)	6,319 個 (400 個)	(買付け等前における株券等所有割合 27.19%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	3,000 個	(買付け等後における株券等所有割合 66.59%)
対象者の総株主の議決権の数	15,744 個	

(注 1) 上記の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

(注 2) 対象者の総株主の議決権の数は、対象者の平成 18 年 12 月 22 日提出の第 57 期中半期報告書に記載された総株主の議決権の数です。

(注 3) 買付け等前における株券等所有割合及び買付け後等における株券等所有割合の算定に当たっては、分母について、公開買付者及び特別関係者が所有する潜在株券等の合計数に係る議決権の数(1,500 個)及び平成 19 年 3 月 23 日を払込日として公開買付者が引き受けた第三者割当による株式に係る議決権の数(6,000 個)を加算しております。

(注 4) 買付け後等における株券等所有割合の算定に当たっては、分子について、本公開買付け後を行った後における公開買付者及び特別関係者が所有する株券等に係る最大の議決権の数としております。

届出書提出日現在における公開買付者及び特別関係者が所有する株式の合計数に係る議決権の数に、本公開買付けにて特別関係者以外より取得できる最大の株式数に係る議決権の数を加えたものが、買付け後における公開買付者及び特別関

係者が所有する株券数に係る最大の議決権の数となりますので、これを分子としてあります。

当該議決権の数の算定に際しては、特別関係者の所有する株券（但し、対象者が保有する自己株式を除きます。）も本公開買付けの対象としており、かつ特別関係者のうち石川清助氏との間で、石川清助氏の保有する対象者株式のうち少なくとも 4,500,000 株について本公開買付けに応募することを合意しているため、これらを加味しております。

なお、石川清助氏より当該合意に基づく最少数（4,500,000 株）の株式について本公開買付けに応募があり、かつその他の特別関係者からは応募がなく、かつ公開買付者及び特別関係者以外の全ての株主が所有する全ての株式について応募があった場合において、これらの応募により買付予定数を超過することに伴って法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方法及び本公開買付けに係る公開買付届出書に定める方法により算定される特別関係者以外の株主から買い付ける株式の合計の最大数に係る議決権の数が、本公開買付けにて公開買付者が特別関係者以外より取得できる最大の株式数に係る議決権の数であります。

（7）買付代金 900 百万円

（8）決済の方法

買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

ひびき証券株式会社 大阪市中央区今橋一丁目 6 番 19 号

決済の開始日

平成 19 年 6 月 6 日（水曜日）

（注）法第 27 条の 10 第 3 項により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成 19 年 6 月 20 日（水曜日）となります。

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（9）その他買付け等の条件及び方法

法第27条の13第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数（3,000,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。

応募株券等の数の合計が買付予定数（3,000,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第 5 項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たないときは、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株券の数を超える場合は応募株券の数までの数)の応募株券の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した買付株数の合計が買付予定数を超えるときは、買付予定数を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

#### 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

証券取引法施行令(以下「令」)第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第2号、第3号イないしチ、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

#### 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

#### 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時までに応募受付した公開買付代理人の本店又は各支店に解除書面(公開買付応募申込の受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

#### 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

#### 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）に交付することにより訂正します。

#### 公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

#### その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われたものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものではありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の方は、以下の表明・保証を行うことを要求されることがあります。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報又は書類も、米国内において、もしくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付けもしくは応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限らない。）又は米国内の証券取引所施設を利用してないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）

（10）公開買付開始公告日

平成19年4月26日（木曜日）

電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。

(電子公告アドレス <https://info.edinet.go.jp/EdiHtml/main.htm>)

(11) 公開買付代理人

ひびき証券株式会社 大阪市中央区今橋一丁目6番19号

3. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の本公開買付けに関する合意の有無及び内容

公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成19年4月25日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議しております。なお、対象者の取締役のうち、石川清助氏は本件公開買付けに応募することを合意しているため、間瀬博行氏及び須田仁之氏は公開買付者からの派遣であるとともに公開買付者またはその子会社の取締役を兼務しているため、特別利害関係者として、賛同表明にかかる決議には参加しておりません。

公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付については、対象者の代表取締役会長である石川清助氏との間で、同氏が保有する対象者発行の普通株式のうち、少なくとも4,500,000株について、本公開買付けに応募することを合意しております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は現在、大阪証券取引所市場第二部に株式を上場しておりますが、当社といたしましては、本公開買付け後においても引き続き対象者の上場を維持していく方針であります。

また、対象者は平成19年4月25日に、以下の内容の臨時報告書を提出しております。

(提出理由)

対象者及び連結子会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づき提出するものであります。

(報告内容)

1. 当該事象の発生年月日

平成19年4月25日(対象者取締役会決議日)

2. 当該事象の内容

(1) 連結子会社における営業費用の発生

対象者の連結子会社である洸陽フューチャーズ株式会社、さくらフューチャーズ株式会社、和洸フューチャーズ株式会社及び明洸フューチャーズ株式会社におきまして、商品取引事故損失引当金を計上することいたしました。

(2) 対象者における特別損失の発生

対象者の連結子会社であるさくらフューチャーズ株式会社及び株式会社エクセルトレードの株式の純資産価値と簿価との乖離が大きくなつたため、時価相当額まで評価減し、平成19年3月期の当社決算において子会社株式評価損を計上する

ことといたしました。

3. 当該事象の損益に与える影響額

(1) 連結決算

平成19年3月期の連結決算において、上記の商品取引事故損失引当金652百万円を営業費用に計上する見込みであります。

(2) 個別決算

平成19年3月期の個別決算において、上記の子会社株式評価損1,184百万円を特別損失に計上する見込みであります。なお、子会社株式評価損が連結決算に与える影響はありません。

以上